

これまでと一部重複するものもありますが、次の質問に回答をお願いします。天然痘予防接種に必要な情報ですのでよろしくお願いいたします。

白血病、臓器移植、エイズなど免疫が低下する病気に罹患しているか、その可能性がありますか	はい	いいえ	
膠原病に罹患しているか、その可能性がありますか	はい	いいえ	
副腎皮質ホルモンなど免疫抑制剤を服用しているか、その可能性がありますか	はい	いいえ	
現在又は過去に、湿疹、アトピー性皮膚炎に罹患しているか、その可能性がありますか	はい	いいえ	
火傷、接触性皮膚炎、带状疱疹など他の皮膚疾患があるか、その可能性がありますか	はい	いいえ	
現在又は過去に、心筋梗塞、狭心症、うっ血性心疾患、心筋症等の心疾患に罹患しているか、その可能性がありますか	はい	いいえ	
現在、次のいずれかに該当しますか（該当するもの全てに○） ・高血圧 ・高コレステロール血症 ・糖尿病又は高血糖 ・50歳未満の近親者（両親、兄弟姉妹）に心疾患の家族歴	はい	いいえ	
抗生剤アレルギーがあるか、その可能性がありますか	はい	いいえ	
今日の予防接種について質問がありますか	はい	いいえ	

医師の所見欄（問診及び診察の結果、特記すべきことがあれば記入する）

医師署名

医師記入欄 以上の問診及び診察の結果、今日の予防接種は（可能・見合わせる）

医師署名

医師の診察の結果、接種が可能と判断された後に記入してください。

医師の診察・説明を受け、天然痘の予防接種の効果や副反応などについて理解したうえで、接種を受けます。

平成 年 月 日 保護者署名 \_\_\_\_\_

ワクチンロット番号 実施場所  
Lot No. ( ) 医師名  
接種年月日 平成 年 月 日

## 別紙 8 予防接種の実際

### I 総論

- 1 天然痘予防接種には、二又針を用いる。
- 2 予防接種及びその関連の業務を実施する者は、天然痘予防接種を受け天然痘に対する免疫を獲得したことが明らかな者とする。
- 3 予防接種を実施する者は、天然痘ワクチンの拡大防止等のために手袋、使い捨てエプロン、マスク、ヘッドカバー、ゴーグルを着用し、接種部位に接触することを避ける。このうち、手袋は接種ごとに取り替える。また、手指の消毒、手洗いができる体制を整えておく。

### II ワクチンの調整

- 1 ワクチンは凍結乾燥品であり 1 バイアルに添付の溶剤 0.5ml を用いて溶解する。溶解後バイアルを開封する。
- 2 一度溶解したワクチンは当日中に使用し、保存したものは使用しない。
- 3 複数の接種者が同時に接種を行う場合に、溶解したワクチンを滅菌した容器に分注して実施することも可能である。ただし、あまり細かく分注すると溶解液が蒸発し、接種できる人数が少なくなってしまうことがあるので注意する。
- 4 ワクチンに含まれるウイルスは、日光により速やかに不活化されるので、溶解の前後にかかわらず光が当たらないように注意する。

### III 二又針を使用した接種の実際

- 1 接種部位は、上腕（肩側）1/3 の正中少し後方に行う。
- 2 消毒用アルコール等の消毒液はワクチンを不活化するため接種部位の消毒は行わない。接種部位が汚れている場合は、石鹼と水で洗浄し、十分乾かした後に接種を行う。
- 3 溶解したワクチンのバイアルに二又針の分岐側を浸す。
- 4 二又針の先端部分にワクチン液が保有されていることを確認する。
- 5 針を持った手の手首を被験者の皮膚の上におき、針を皮膚に直角になるように保持する。
- 6 二又針の針を軽く皮膚を圧迫するように 15 回動かし、おおよそ 5mm の範囲に接種を行う。この際の圧迫する強さとしては、皮膚に少し血がにじむ程度とする。なお、圧迫する回数は初回接種、再接種にかかわらず、同じ回数とする。
- 7 使用した二又針はバイアルに戻さず、直ちに消毒用アルコールを満たした使用済二又針入れに入れ、併せて二又針の消毒を行う。
- 8 接種後の接種部位に残っているワクチン液は、1～3 分後に堅く絞ったアルコール綿で吸いとる。ガーゼ等で覆う必要はない（数日後、接種部位に発赤、水疱等の変化が現れたら、ガーゼ等で覆うように指導する。）。

(参考) 二又針を再利用する場合の滅菌方法等

- 1 使用済針入れ容器の二又針を洗浄後梱包し、高圧蒸気滅菌（121℃、20 分間又は 134℃、10 分間）を行う。
- 2 ワクチンの針先への適切な保持が困難となった場合や針先に変形が見られた場合は廃棄する。（通常、100 回くらいの再利用が可能とされている。）

別紙 9

No. \_\_\_\_\_

天然痘予防接種済証

住所

氏名

年 月 日生

ワクチンロット番号

実施場所

Lot No. (

) 医師名

予防接種を行った年月日

平成 年 月 日

平成 年 月 日

都道府県知事名

印

## 広報及び情報提供

### I 基本的な考え方

- ・ 天然痘テロの発生時には、天然痘による直接的な健康被害の他に、感染不安に伴うパニックへの対応も必要となる。
- ・ 国民の不安軽減を図り、まん延防止措置を円滑に実施するためには、天然痘の症状、ワクチン接種の効果、まん延防止活動などについて、積極的に広報・情報提供を行うことが必要となる。
- ・ 適切な広報・情報提供を行うには、天然痘患者が発生してからの対応ではなく、事前に素材を準備しておく必要がある。

### II 国・自治体の役割分担

- ・ 厚生労働省では、天然痘患者の発生状況、まん延防止のための取組状況等について、各自治体の状況を取りまとめ発表する。なお、発表に際しては、生物テロ対策の全体調整を行っている内閣官房と事前に調整することとする。
- ・ 自治体は、それぞれの管内の天然痘患者の発生状況等について、別紙「広報キット」を参考に発表する。なお、発表に際しては、厚生労働省と事前に調整することとする。

### III 各状況レベルの対応

#### 1 レベルⅠ（平常時）

- ・ 厚生労働省及び自治体は、あらかじめ天然痘患者が発生した際に記者対応する担当者を決めておく。天然痘に詳しい感染症専門医の協力を得る。
- ・ 厚生労働省は、天然痘対策専用ホームページを公開する。
- ・ 自治体は、臨床医に対し、天然痘の診断や治療に関する情報と、自治体天然痘技術委員会の感染症専門医の連絡先について情報の伝達を行う。
- ・ 自治体は、国民、報道機関、医療関係者等に対し、天然痘の症状、予防接種、流行発生又は症例が確認された際の公衆衛生活動等について普及啓発する。

#### 2 レベルⅡ（蓋然性上昇時）

- ・ 厚生労働省は、国民、報道機関、医療関係者等に対し、レベルが引き上げられた背景及び対策について説明する。
- ・ 厚生労働省は、天然痘対策専用の電話回線を開設する。電話回線は、一般国民用のものと、自治体連絡用のものを分ける。
- ・ 天然痘対策専用ホームページを随時更新する。
- ・ レベルⅠの広報・情報提供活動を強化・継続する。

### 3 レベルⅢ（国内患者発生時）

- ・ 厚生労働省及び自治体は、定期的に記者会見を開催する（1日2回程度）。
- ・ 厚生労働省と自治体は、記者会見前に、事前に発表内容の確認を行う。自治体の発表事項は、別紙「広報キット」を用いて広報する。
- ・ 厚生労働省は、天然痘対策専用ホームページを随時更新する。
- ・ 天然痘患者が発生した自治体は、天然痘対策専用の電話回線を開設する。
- ・ 自治体が準備すべき回線として、以下のものが挙げられる。
  - ① 臨床医が疑いのある症例を自治体に報告する際に使用する電話番号
  - ② 第一級接触者及び第二級接触者が発熱やその他の全身症状の有無を報告するための電話番号
  - ③ 一般国民の相談用の電話番号

部課名	課長名	担当名	電話

天然痘患者の発生について (第1報)

\_\_\_月\_\_\_日\_\_\_時、\_\_\_市内の医療機関から、天然痘患者の届出が、\_\_\_保健所を通して、\_\_\_課にあった。詳しくは、下記のとおりである。

現在、\_\_\_保健所においては、当該感染症のまん延防止に向けた一連の防疫活動を実施している。

患者は\_\_\_月\_\_\_日から\_\_\_、\_\_\_といった症状を呈し、\_\_\_月\_\_\_日に受診、\_\_\_月\_\_\_日から届出があった医療機関に入院中である。

なお、患者の病状は\_\_\_\_\_。

記

- 1 患者 \_\_\_\_\_ 在住の \_\_\_ 性 ( \_\_\_ 歳)
- 2 発病月日等 平成 \_\_\_ 年 \_\_\_ 月 \_\_\_ 日 ( \_\_\_ ) 症状 : \_\_\_\_\_
- 3 初診月日等 平成 \_\_\_ 年 \_\_\_ 月 \_\_\_ 日 ( \_\_\_ ) 症状 : \_\_\_\_\_、 \_\_\_\_\_、 \_\_\_\_\_
- 4 診断月日 平成 \_\_\_ 年 \_\_\_ 月 \_\_\_ 日 ( \_\_\_ )
- 5 現在の症状 \_\_\_\_\_、 \_\_\_\_\_、 \_\_\_\_\_
- 6 防疫措置
  - (1) \_\_\_\_\_
  - (2) \_\_\_\_\_
  - (3) \_\_\_\_\_
  - (4) \_\_\_\_\_

【県民への呼びかけ】

○天然痘は、くしゃみや咳に含まれる飛沫により感染し、およそ 12 日間 (7-16 日) の潜伏期間を経て、急激に発症します。

○症状は急激な発熱 (39°C前後)、頭痛、手足の痛み、腰痛などで始まり、発熱は 2~3 日で 40°C以上に達します。小児では、吐き気、嘔吐、意識障害などがみられることがあります。

○発熱が始まってから 2~4 日後に皮膚から少し盛り上がった丘疹とよばれる斑点が出現します。丘疹は普通、顔面に現れ、続いて体幹、両手両足に広がります。

○治療は、症状をやわらげることが中心となり、予防接種により感染を予防することができます。

○38°C以上の熱が認められる、あるいは、体調がすぐれないなど、何か心配があれば、以下の天然痘アドバイス電話番号に電話をかけてください。

天然痘アドバイス電話番号 : \_\_\_\_\_

部課名	課長名	担当名	電話

天然痘患者発生報告 (第〇報)

1 患者発生数

市町村名	本日分	累計
合 計		

2 患者死亡数

市町村名	本日分	累計
合 計		

3 接触者の把握状況 (累計)

市町村名	一次接触者		二次接触者
	第一級接触者	第二級接触者	
合 計			

4 予防接種の実施状況

市町村名	一次接触者						二次接触者		
	第一級接触者			第二級接触者			対象者	接種者	接種率
	対象者	接種者	接種率	対象者	接種者	接種率			
合 計									





## Ⅳ－８ 事業者・職場における天然痘対策ガイドライン

### 1. 天然痘対策に関する基礎知識

- (1) 天然痘とは
- (2) 国・地方自治体の対策
- (3) 国民の協力
  - 1) 調査等への協力
  - 2) 予防接種への協力

### 2. 天然痘国内発生前（レベル1・2）での準備

- (1) 危機管理体制の確認（対策本部の設置、連絡体制構築）
- (2) 情報収集及び周知方法の確立
- (3) 感染予防のための平常からの措置（咳エチケット・手洗いの励行、在宅勤務等の業務形態の検討など）
- (4) 感染予防・感染拡大防止のための物品の備蓄（マスク、手袋、手指消毒用アルコールなど）
- (5) 社会機能維持に関わる事業における業務継続についての検討（業務を継続する観点から、運営体制を検討）

### 3. 天然痘国内発生後（レベル3）の対応

- (1) 情報収集及び周知
- (2) 職場内での感染拡大予防のための措置（会議、会合、研修等を中止または延期、電話会議やビデオ会議など）
- (3) 海外勤務、海外出張する従業員等への感染の予防のための措置（感染国の従業員等及びその家族退避、海外出張の是非等を検討）
- (4) 従業員等への予防的措置のための知識の啓発（予防接種、「咳（せき）エチケット」、健康状態の自己把握など）

### 4. 天然痘国内大規模流行期（レベル4）の対応

- (1) 情報収集及び周知
- (2) 業務運営体制の検討（必要に応じた業務の縮小、従業員等の自宅待機など）
- (3) 事業所内での感染拡大予防のための措置（予防接種への協力）
- (4) 従業員等への予防的措置のための知識の啓発の強化
- (5) 社会機能維持に関わる事業における業務継続のための体制

## 事業者・職場における天然痘対策ガイドライン

本ガイドラインは、事業者・職場における天然痘対策の参考とするために作成したものです。天然痘対策の基本は、新型インフルエンザ対策と共通する点も多く準備することで両者に効果的です。

テロによるウイルスの放出は1回1箇所とは限らず、全国どこでも起る可能性があります。また一人一人の注意対策の積み重ねと協力によって地域での拡大を防ぐには、全国民で取り組む必要があります。早期に対応し拡大を防ぐには、事業者・市民の協力が必要となります。また、警察以外にも保健所・検疫所・医療機関や市町村など様々な専門機関と協力した対策が必要となります。事業者・職場での対策の際に本ガイドラインを参考にしてください。

テロによる天然痘が発生する事態は様々であると想定されるため、今後の情勢の変化等を踏まえて、本ガイドラインは、随時見直し、必要に応じて修正を加えますのでご注意ください。

## 1. 天然痘対策に関する基礎知識

### (1) 天然痘とは

○天然痘の初期症状は、急な発熱、咳、全身の痛みなどインフルエンザの症状と同じであり、区別できません。

○天然痘の感染経路は、飛沫感染および接触感染が主ですが、飛沫核感染の可能性もあり得ます。

飛沫感染 発病した人の咳、くしゃみ、つばなどの飛沫とともに放出されたウイルスを吸い込むことによる感染

飛沫核感染 咳くしゃみなどの飛沫が乾燥し空気中を浮遊しているウイルスを吸入することによる感染

接触感染 患者の水疱内容物や咳のしぶきが口、鼻等の粘膜へ接することによる感染

○感染の拡大を防ぐために咳エチケットの実行が重要です。

- ・発病前（潜伏期間中）の人からは他の人に感染することはないと考えられています。
- ・患者の咳等を吸い込んだり天然痘ウイルスが体内に入って（曝露後）から4日以内に予防接種をすれば発病や重症化の予防に効果があると考えられています。この様な方々に早期に知らせ、予防接種を受けて頂く必要があります。
- ・年長の方は以前の予防接種（種痘）を受けているので免疫がある可能性が高いと考えられています。テロ等に備えるために臨時的予防接種が行われていない状況では、1976年まで行われていた定期種痘を受けた人（出生1969年以前はほぼ全員、1970年から76年は一部接種を受けている）には免疫があると考えられています。

### (2) 国・地方自治体の対策

○厚生労働省では、平成17年11月に「天然痘対策行動計画」を策定・公表している。またそれに基づいた行動訓練等を行っている。さらに、天然痘に対する対応策として、このガイドラインも含め公衆衛生、医療、社会対応の各部門でガイドラインを作成している。

○ さらに、天然痘の蔓延を防止するために、ワクチン（種痘）の製造・備蓄など、日本国内での発生に備えた対策を行っている。

○ また、地方自治体でも国の行動計画に沿った形、もしくは独自の形で天然痘対策の行動計画やマニュアルを策定している。各自治体の衛生部局や保健所のホームページ等で掲示されているので参考にしていきたい。

### （3）事業者・職場における協力

#### 1）事業活動・社会活動の制限等への協力

○テロ等による天然痘の被害拡大および感染拡大防止のために事業活動の制限や生活上の不便・制約等が生じることがありますので、事業者・職場の皆様のご協力をお願いします。

○テロにより天然痘が発生した場合には、被害拡大および感染拡大防止のために、保健所等職員による調査が行われます。事業者・職場のご協力および協力を求められた従業員への配慮をお願いします。

#### 2）予防接種への協力

○通常の天然痘には予防接種が効果的です。さらに、病原体に暴露後（患者の咳などを吸い込んだり、病原体が体内に入った後）であっても4日以内の予防接種により発病を防ぐことができると期待されています。

○従業員等への天然痘予防接種に事業者・職場のご協力をお願いいたします。また、天然痘発生時には患者発生状況により地域での集団予防接種行う必要があります。保健所や自治体からの情報に従って事業者・職場のご協力をお願いいたします。

## 病原体の特徴

- ・ 起炎病原体:天然痘ウイルス。
- ・ 自然界の中では比較的安定で低温や乾燥に強いが、紫外線やアルコール、ホルマリンで容易に不活化される。
- ・ 人間が唯一の自然宿主。

## 潜伏期

- ・ 平均 12~14 日間で、7~17 日間の範囲。
- ・ 潜伏期間中は他への感染力はない。

## 感染経路

- ・ 飛沫感染が主。衣類などを通じた接触感染や、まれに空気感染もありうる。
- ・ 感染期間は、初期症状出現時から発疹が痂皮化して完全に脱落するまでの期間。

## 臨床症状

- ・ 初期症状は、急激な発熱、倦怠感などのインフルエンザ様症状。
- ・ その後、一時的に解熱傾向となると同時に発疹が出現。
- ・ 舌、口腔内に痛性の小紅斑が出現し、その後、発疹が通常は顔面→四肢(手掌足底)→体幹の順に広がる。
- ・ 発疹は体幹部より顔面や四肢末梢側に優位である。
- ・ 発疹は、紅斑→丘疹→水疱→膿疱→結痂→落屑と規則正しく移行する。

## 検体の種類と採取法と採取法

- ・ 全血:ヘパリン加血(5ml)
- ・ 水疱・膿疱:PBSを0.1~0.2ml入れた注射針(26G)付きの1mlの注射器を疱膜から挿入して、2~3回ポンピングして内容液を採取。
- ・ 痂皮:ピンセットで採取。
- ・ 咽頭スワブ
- ・ 血清

## 検体の輸送法

各検体とも、基本型三重包装容器を用いて輸送する。4°Cに冷却し、凍結しない。

## 微生物学的検査法

- ・ 血液塗沫標本や水疱・膿疱液、痂皮の電頭によるウイルス粒子検出、および抗原検出。
- ・ 全血や水疱・膿疱液、ぬぐい液などからのウイルス分離、PCR。
- ・ 血清中の抗体検査。

## 治療の要点

- ・ 特に感染初期は、ワクチン接種により効果が期待されるため、曝露していることが確実である場合には、発症前であれば接種を試みる。
- ・ 特異的な治療薬はなく、発症後の治療は対象療法が中心となる。
- ・ シドフォビルは臨床的有用性を示すデータはないが、臨床比較試験をおこなう意義は残されている。

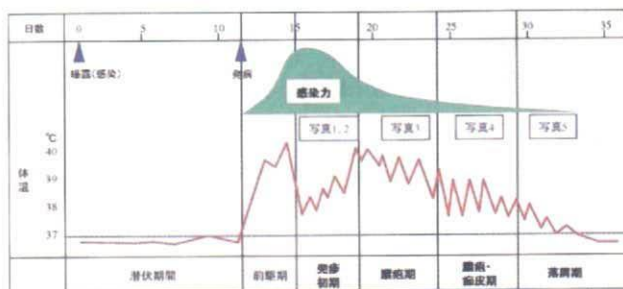


図1 天然痘の臨床経過

(国立感染症研究所 提供)



図2 天然痘の皮疹の時間的変化

WHO ホームページより

(<http://www.who.int/emc/diseases/smallpox/slideset/index.htm>)

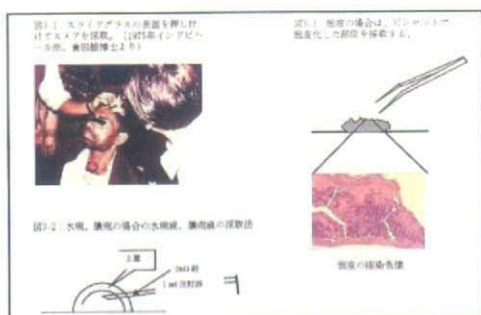
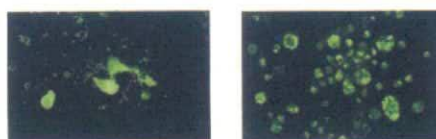


図3: 検体の採取

(国立感染症研究所 提供)



1975年インドにおける天然痘診断協力事業の際に天然痘患者皮膚病変から採取し、免疫蛍光法で痘苗ウイルス抗原を検出したもの。本症患者皮膚部ウイルス抗原は陰性であった。組織質内に抗原が検出される。

水痘患者の皮膚水疱スミア検体。抗水痘痘苗ウイルスモノクローナル抗体で免疫蛍光法によりウイルス抗原を検出した。おもに表皮細胞の核内にウイルス抗原が認められる。

図4 天然痘患者と水痘患者の皮膚病変部位のウイルス抗原検出蛍光抗体法

(国立感染症研究所 提供)



1974年にインドから検出して免疫した患者材料のネガティブ染色後の電子顕微鏡写真。典型的な天然痘のウイルス形態のエンベロープを有するウイルス粒子が認められる。

水痘患者の水疱液のネガティブ染色後の電子顕微鏡写真。典型的なヘルペスウイルス粒子が認められる。

図5 天然痘患者と水痘患者のネガティブ染色電顕像

(国立感染症研究所 提供)

## 2. 天然痘国内発生前（レベル1・2）での準備

○天然痘に対する準備は、感染症への備えという点で新型インフルエンザへの備えおよび通常のインフルエンザ対策の延長線上にあります。自治体との情報交換、対策の迅速な把握と共に事業者・職場を含め国民の協力が必要であり、発生前の準備が必要です。特に、テロとして起ると想定されるので、パニックの防止のための情報提供と感染拡大防止策、予防接種への協力のために危機管理体制の確立が必要です。

### （1）危機管理体制の確認

各事業者は、各職場において、必要に応じ、天然痘対策の準備、発生時の対応のため、事業者・職場の最高責任者、専属産業医がいる場合は産業医を含めた対策本部や、実際の感染防止対策に当たる作業班などの設置や、緊急時における地方公共団体の保健部局、近隣の医療機関や警察との連絡体制や職場内の連絡網などの危機管理体制を確認する。なお、専属産業医がいない職場や産業医を選任していない職場では、天然痘の対策に関して、選任している産業医や地域にいる産業医に相談し、助言を依頼することも検討する。

### （2）情報収集及び周知方法の確立

事業者は、国内外の天然痘の発生状況等に関する情報を、必要に応じて、厚生労働省、警察庁、外務省等の政府機関、地方公共団体や、世界保健機関（WHO）等の国際機関から入手するとともに、事業者団体、関係企業等と適切に情報交換を行う。また、得られた情報を、必要に応じて、各事業者の計画や対策の見直しに役立てるとともに、事業者・職場としての対応方針と併せて、従業員等に迅速かつ適切に周知する方法を確立しておく。天然痘はテロとして起ることが想定されるので警察等との連携が必要です。

○テロを想定した状況に置ける情報収集・提供の基本的考え方

経験したことがない感染症の発生であり、感染不安等によるパニックの予防が重要となります。疾患と予防接種を含むその対応方法および自治体・国等の対応の手順と内容を確認し、従業員等に迅速・簡潔に知らせることが必要です。

- ・天然痘の基礎知識
- ・発病時の発熱・発疹相談センターへの相談と限定された医療機関での入院治療
- ・接触者等へ予防接種と調査への協力
- ・咳エチケットの実行、集会自粛等の感染予防策

○天然痘発生時には、接触者に対する個別予防接種や発生地域等で集団の予防接種を行う事があります。予防接種が効果的と言われていますので、保健所や自治体からの情報をどのように得るか事前に確認しておいて下さい。

参考資料1 参照

### （3）感染予防のための平常からの措置

○事業者は平常時から従業員等との間の感染拡大を防止し、感染症への意識を高めるため、職

場において以下の措置を講じる。

- ・手洗い・咳エチケットの励行。 参考資料 2 参照
- ・従業員等に感染予防策や健康状態の自己把握に努めるよう、健康教育を行う。
- ・従業員等の海外渡航に係る情報について把握する仕組みを構築する。(外務省の渡航情報発出以降)
- ・可能であれば、次のような感染拡大防止のための業務形態を検討しておく。 在宅勤務で可能な業務の有無
  - ・対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議の利用
  - ・ラッシュ時の通勤及び、公共交通機関の利用の回避など。

#### (4) 感染予防・感染拡大防止のための物品の備蓄

天然痘発生地域では、マスク等の感染予防物品の不足が想定されるため、各職場では必要になる物品を予め備蓄しておくことが望ましい。

##### ○ マスク

- ・学校や接客業等、他者と近距離での接触が避けられない事業では、会話、咳、くしゃみによる飛沫感染予防と感染拡大防止の目的で使用する。
- ・マスクはより透過性の低いもの、例えば、医療現場にて使用される「サージカルマスク」が望ましいが、通常の市販マスクでも咳をしている人のウイルスの拡散をある程度は防ぐ効果があると考えられている。
- ・なお、N95マスクに関しては、医療関係者等で、咳等の症状のある人との近距離での接触が予想される場合にのみ必要である。
- ・一方、健常人がマスクを着用しているからといって、ウイルスの吸入を完全に予防できるわけではないことに注意が必要である。
- ・マスクの装着は説明書をよく読んで、正しく着用する。

##### ○ 手袋

- ・患者発生後の職場における、消毒作業や環境整備の際に使用する。
- ・防水性で、使い捨てタイプのものが望ましい。

##### ○ 石鹼及び手指消毒用アルコール

- ・石鹼を用いた手指の洗浄を頻繁におこなうことが望ましいが、それが困難な場合の代用として使用する。

#### (5) 社会機能維持に関わる事業における業務継続についての検討

社会機能の維持に関わる事業者等は、その機能の破綻が及ぼす社会的影響が大きいことから、以下の点について検討・確認を行い、必要に応じて計画の策定を行うことが望まれる。

##### ○ 危機管理体制の確認

##### ○ 業務の継続に必要な機能、業務、設備及びその他資源の検討

- ・業務の継続のために必要な部署の特定及びこれらの部署に対する感染予防策の検討（従



業員等に対する検温等、サーベイランス体制の強化、対面の会議等の自粛等)

- ・ 業務の継続のために必要な業務及び交代・補助要員の確保の検討と当該従業員等の勤務態勢の検討（満員電車の回避のための通勤方法の変更、交代制の導入等による外出機会の減少、そのための食料、毛布等の備蓄等）
- ・ 業務の継続に必要な機能における代替意志決定システムの検討
- ・ 業務の継続のための代替設備の運転等の検討
- マスク等必要な物資の備蓄
- 職場内での感染拡大防止策の検討、疑い例が確認された際の対応の確認
- 上記及びその他業務継続のための対策の検討とこれに基づく従業員の訓練、必要に応じた対策の見直し

### 3. 天然痘国内発生後（レベル3）の対応

#### （1）情報収集及び周知

事業者は、国内外の天然痘の感染状況等に関する情報を、必要に応じて、厚生労働省、警察庁、外務省等の政府機関、地方公共団体や世界保健機関（WHO）等の国際機関から入手するとともに、事業者団体、関係企業等と適切に情報交換を行う。また、得られた情報を、必要に応じて、各事業者の計画や対策の見直しに役立てるとともに、事業者・職場としての対応方針と併せて、社内外に迅速かつ適切に周知する。

#### （2）職場内での感染拡大予防のための措置

- 事業者は、職場内での感染予防のために、従業員等に対して以下の措置等を講ずる。
  - ・ 不要不急の大規模会議や不特定多数の集まる活動は自粛する。
  - ・ マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨する。
  - ・ 個人での感染防御や健康状態の自己把握に努めるよう、注意喚起を行う。
  - ・ 発熱・発疹等の症状があった場合には出勤しない。
  - ・ 発熱・発疹センター等の指定された相談窓口に連絡し指定された医療機関等に受診するなどの対応について、保健所等より得た情報に従って 行動するよう指示する。
  - ・ 自宅待機の要請やその対象者については、保健所等より得た情報と共に産業医等の意見を聞くことが望ましい。
  - ・ 保健所等から予防接種の勧奨があった従業員が協力できるように業務上配慮する。
- 保健所等から職場等での集団予防接種を勧奨された場合協力する。

#### （3）海外勤務、海外出張する従業員等への感染の予防のための措置

事業者は、海外勤務、海外出張する従業員等及びその家族への感染の拡大を予防するため、職場として、必要に応じて、以下の措置等を講ずる。

- 患者発生国・地域に駐在する従業員等及びその家族に対して、外務省から発出される渡航情報（感染症危険情報等）や、現地の日本国大使館の情報等を踏まえ、現地の従業員等及

びその家族並びに事業の状況に応じて、退避の可能性等を含めて検討する。（外務省が渡航情報発出以降）

○ 外務省の渡航情報（感染症危険情報等）を踏まえつつ、患者発生国・地域に対する海外出張をできるだけ避ける。（外務省が渡航情報発出以降）

○ 患者発生国・地域から帰国した従業員等及びその家族は検疫ガイドラインに従う。

天然痘のような症状を呈した場合には、直ちに保健所に連絡し、保健所は、都道府県で指定された医療機関の受診と予防接種について指導する。

#### （４）従業員等への予防的措置のための知識の啓発

事業者は、天然痘感染予防のため、政府の天然痘に関する情報に注意しつつ、その発生の度合いに応じた対応等、従業員等に対して、必要に応じて以下の知識について啓発を行う。

○ 国内外の天然痘の発生状況、予防接種を含む予防のための留意事項等についての情報を注視する。その際、パニックを起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動をとる。

○ 外務省の渡航情報（感染症危険情報等）に基づき、患者発生国・地域への渡航をできるだけ避ける。

○ 発生地域におけるマスク、うがい、手洗いを励行する。

○ 「咳（せき）エチケット」を心がける。

○ 健康状態を今まで以上に留意する。

○ 発生地域における不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる場所への外出を自粛する。

○ 不要不急の外出を自粛する。

○ 保健所等から予防接種の勧奨があった場合、感染拡大防止のため協力が重要である。

## 4. 天然痘国内大規模流行期（レベル4）の対応

### （１）情報収集及び周知

事業者は、感染情報の収集及び周知を引き続き行う。

事業活動・社会活動の制限、集団的予防接種、受診及び医療体制の変更などについて周知する。

### （２）業務運営体制の検討

○ 必要に応じて業務の縮小と、従業員等の自宅待機を検討する。

○ 国及び地方公共団体の保健部局等からの各種要請があった場合は要請に協力するよう努める。

○ 保健部局等からの助言等を受けつつ、事業所等の衛生管理に努める。

### （３）事業所内での感染拡大予防のための措置

○ 天然痘発生前後から実施している措置を強化する。

- 社員食堂や休憩所等で従業員同士が集まらないよう、施設の閉鎖を検討する。
- 可能であれば、次のような感染拡大防止のための業務形態をとる。
  - ・ 在宅勤務
  - ・ 重要でない会議、会合、研修等を中止又は延期
  - ・ 電話会議やビデオ会議への変更
  - ・ ラッシュ時の通勤及び、公共交通機関の利用を可能な限り避ける。
- 保健所等からの要請に応じて集団予防接種に協力する

#### (4) 従業員等への予防的措置のための知識の啓発の強化

事業者は、天然痘感染予防のため、政府の天然痘に関する情報に注意しつつ、その流行の度合いに応じた対応等、従業員等に対して、必要に応じて以下の知識について啓発を強化する。

- 国内外の天然痘の発生状況、予防接種を含む予防のための留意事項等についての情報を注視する。その際、パニックを起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動をとる。
- 外務省の海外渡航情報に基づき、患者発生国・地域への渡航をできるだけ避ける。
- マスク、うがい、手洗いを励行する。
- 「咳（せき）エチケット」を心がける。
- 従業員等に健康状態を今まで以上に留意するよう、促す。
- 不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる場所への外出を自粛する。
- 不要不急の外出を自粛する。
- 予防接種の有用性とおおむね 40 歳以上が持つ免疫についての情報

#### (5) 社会機能維持に関わる事業における業務継続のための体制

特に社会機能の維持に関わる事業者等は業務を継続する観点から、予め策定した計画がある場合には、それに従って、必要に応じて業務交代や補助要員の確保などを行うことで、天然痘流行時の業務の運営体制を確保する。なお、業務継続の判断に当たっては、政府等から出される勧告、通知等に留意する。

社会機能の維持に関わる事業者等は、その機能の破綻が及ぼす社会的影響が大きいことから、特に以下の点を実行することが望まれる。

- 適切な情報収集と危機管理体制の発動
- 業務の維持に向けた業務、設備及びその他リソースの確保
  - ・ 業務の継続のために必要な部署等に対する感染予防策の実施（従業員等に対する検温等、サーベイランス体制の強化、対面の会議等の自粛等）
  - ・ 業務の継続のために必要な部署等における感染予防のための勤務態勢の実施（満員電車の回避のための通勤方法の変更、交代制の導入等による外出機会の減少等）
  - ・ 必要に応じた感染拡大時の代替意志決定システムの発動、代替設備の運転等
- 疑い例が確認された際の適切な対応
- 適切な広報、従業員等及びその家族への適切な情報提供

## 参考資料

### 1. 天然痘に関するウェブ上での情報源

#### 国の情報

厚生労働省ウェブサイト <http://www.mhlw.go.jp/>

国立感染症研究所のウェブサイト <http://www.nih.go.jp/niid/index.html>

同研究所の感染症情報センターのウェブサイト <http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>

警察庁のウェブサイト <http://www.npa.go.jp/>

外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp>

#### 都道府県・保健所・市町村の情報

各都道府県・保健所・市町村においてウェブサイトが開設されており、そこから情報や住民へのお知らせが発信されているので参考にされたい。

#### 世界の情報

##### 世界保健機関（WHO）のウェブサイト

<http://www.who.int/csr/disease/smallpox/en/index.html>

<http://www.who.int/mediacentre/factsheets/smallpox/en/>

鳥インフルエンザ [http://www.who.int/csr/disease/avian\\_influenza/en/](http://www.who.int/csr/disease/avian_influenza/en/)

インフルエンザ <http://www.who.int/csr/disease/influenza/en/>

### 2. 「咳エチケット」

\* 咳・くしゃみの際はティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけ1 m以上離れる。

\* 呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュをすぐに蓋付きの廃棄物箱に捨てられる環境を整える。

\* 咳をしている人にマスクの着用を促す。

マスクはより透過性の低いもの、例えば、医療現場にて使用される「サージカルマスク」が望ましいですが、通常の市販マスクでも咳をしている人のウイルスの拡散をある程度は防ぐ効果があると考えられています。

一方、マスクを着用していても、ウイルスの吸入を完全に予防できるわけではありません。

\* マスクの装着は説明書をよく読んで、正しく着用して下さい。

#### 「手洗い」

### 3. 患者滞在场所に対する環境整備・消毒について

過去の天然痘の場合、その感染経路は『接触感染』・『飛沫感染』が主であり、更に特殊な条件下（患者のエアロゾル発生措置等）における患者周囲での『空気感染』が考慮されている。

実際に使用されるウイルスがどのような特性を持つかは不明の部分が多い。

通常の天然痘の感染経路、感染対策に関する詳細は『医療施設における感染対策ガイドライ